

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の13第1項第1号ロ
処 分 の 概 要：認定
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 確認事務の委託の手續等に関する規則 第10条第1項から第3項まで（認定の基準及び手續）
審 査 基 準： 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの認定の基準は、確認事務の委託の手續等に関する規則第10条第1項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標 準 処 理 期 間：30日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：東京都公安委員会が所管する警察署の交通課
問 合 せ 先：警視庁放置駐車対策センター企画運用係 （電話03-3581-4321 内線7870-5112）
備 考：